

令和 8 年 2 月 20 日

計画相談支援事業所

障がい児相談支援事業所 様

春日井市健康福祉部障がい福祉課

障がい福祉サービス等に係る申請手続きについて（通知）

厳寒の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当市の障がい福祉行政に対してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、障がい福祉サービス等（以下「サービス」という。）の申請におきましては、原則として有効期限（以下「期限」という。）内に障害福祉サービス等申請書（以下「申請書」という。）及びサービス等利用計画案（以下「計画案」という。）を提出していただくこととしております。

しかしながら、提出漏れ等により受給者証の発行が行えず、事情によっては遡及対応を行ってきましたが、事務が煩雑になり、また利用者様が不利益を被ることから、提出期限を厳格にし、今後は、遡及対応を行わないこととしますのでご承知おきください。

つきましては、次の期間を移行期間とし、各事業所様で見直しを行っていただくとともに、相談支援専門員様におかれましては、モニタリング時に利用者様に申請手続きを促していただく等ご対応をお願いいたします。

【移行期間】

令和 8 年 2 月 20 日（金）～令和 8 年 8 月 31 日（月）

※この期間であっても理由なく遡及対応は行いません

【更新案内及び申請手続きにおける内容】

1 更新案内時期

期限の 2 か月前を目安に本人（保護者）宛に発送

※送付先変更届を出されている場合は届出先に送付

2 更新申請期間

(1) 申請書…期限前月 1 日から期限まで (必着)

(2) 計画案…期限当月 1 日から期限翌月 10 日

(土日・祝休日の場合は翌営業日) まで (必着)

3 新規・変更申請期間

(1) 申請書…サービス利用 (変更) 日まで (必着)

※新規申請時は、サービスにより本人又は家族から聞き取り調査を行うため、原則窓口にお越しくください。

(2) 計画案…サービス利用 (変更) 日から 2 週間以内 (必着)

4 その他

(1) 更新申請について、申請書又は計画案の一方でも期限を過ぎた場合は新規の申請扱いとなります。なお、新規は最短でも申請日からの支給となります。

(2) 移行期間後は遡及対応に関する問い合わせを一切受け付けません。

(3) 疾病・入院等により提出が遅れる場合は事前に問い合わせてください。問い合わせなく、期限を過ぎた場合は新規扱いとなります。

【問い合わせ先】

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市健康福祉部障がい福祉課

電話 0568-85-6212 FAX 0568-84-5764